

兵庫県公報

令和2年9月1日 火曜日 第136号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 令和2年度後期技能検定の実施（能力開発課）	2
○ 令和2年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	10
○ 令和2年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	10
○ 令和2年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）	11
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（河川整備課）	20
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	21
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	22
公 告	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	22
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	25
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	26
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	27
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	32
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	34
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	36
○ 同 上（同）	37
○ 同 上（同）	38
○ 同 上（同）	40
○ 同 上（同）	40
○ 同 上（同）	41
○ 同 上（同）	42
○ 同 上（同）	43
○ 同 上（同）	44
○ 同 上（同）	45
○ 同 上（同）	47
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	48
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	48
県議会事務局公告	
○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	50
選挙管理委員会告示	
○ 令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第76号の訂正	51
公安委員会告示	
○ 兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務	51
警察本部公告	
○ 入札公告	55
○ 落札者等の公示	58

正 誤

○ 令和2年8月14日付け兵庫県公報第131号中 58

告 示

兵庫県告示第917号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	わいせつ珍談 異次元セックスの世界	新東宝映画
同	悪女の色仕掛け カモって快感！	オーピー映画
同	キモハラ課長 ムラムラおっぴろげ	オーピー映画



兵庫県告示第918号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

（受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神南県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神北県民局県民交流室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課、中播磨県民センター県民交流室産業観光課、西播磨県民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室地域振興課及び淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課並びに協会において配布する。）

イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出期間

令和2年10月5日（月）から同月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。
原則郵送による提出とし、令和2年10月16日（金）消印分まで有効。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）
兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

令和3年3月19日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び協会において「令和2年度後期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、協会ホームページにおいて合格者の受検番号を公表することにより行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和3年3月19日（金）付けの書面でそれぞれ通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課

電話（078）362-3369

(2) 協会

電話（078）371-2091

別表

特級

検定職種	学科試験日	受検手数料(円)	
		実技試験	学科試験
鋳造	令和3年1月31日（日）	18,200	3,100
金属熱処理			
機械加工			
放電加工			
金型製作			
金属プレス加工			
工場板金			
めっき			
仕上げ			
機械検査			

ダイカスト			
電子機器組立て			
電気機器組立て			
半導体製品製造			
プリント配線板製造			
自動販売機調整			
光学機器製造			
内燃機関組立て			
空気圧装置組立て			
油圧装置調整			
建設機械整備			
婦人子供服製造			
紳士服製造			
プラスチック成形			
パン製造			

1級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
電気機器組立て	シーケンス制御	令和3年1月24日(日)	—	3,100
機械検査	機械検査		15,100	
金属溶解	軽合金溶解炉溶解		18,200	
鍛造	ハンマ型鍛造	令和3年1月24日(日)		
	プレス型鍛造			
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て			
紳士服製造	紳士注文服製作			
配管	建築配管			
	プラント配管			
型枠施工	型枠工事			
ガラス施工	ガラス工事			
金属材料試験	機械試験			
	組織試験			

和裁	和服製作	令和3年1月31日(日)	13,300
機械・プラント製図	機械製図手書き		
	機械製図CAD		
工場板金	機械板金		18,200
	数値制御タレットパンチプレス板金		
自動販売機調整	自動販売機調整		
鉄道車両製造・整備	走行装置整備		
	鉄道車両点検・調整		
	機器ぎ装		
油圧装置調整	油圧装置調整		
農業機械整備	農業機械整備		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き		
	印刷箱製箱		
パン製造	パン製造		
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事		
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD	令和3年2月7日(日)	13,300
電気製図	配電盤・制御盤製図		
ロープ加工	ロープ加工		18,200
半導体製品製造	集積回路チップ製造		
	集積回路組立て		
プリント配線板製造	プリント配線板設計		
	プリント配線板製造		
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て		
菓子製造	洋菓子製造		
	和菓子製造		
建築大工	大工工事		
かわらぶき	かわらぶき		
鉄筋施工	鉄筋施工図作成		

	鉄筋組立て		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事		
自動ドア施工	自動ドア施工		
塗装	鋼橋塗装		
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ		
	広告面粘着シート仕上げ		
プラスチック成形	射出成形	令和3年2月14日(日)	—
左官	左官		
造園	造園工事		18,200
機械加工	普通旋盤		
	フライス盤		
石材施工	石積み		
ブロック建築	コンクリートブロック工事		
フラワー装飾	フラワー装飾		

2級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
電気機器組立て	シーケンス制御	令和3年1月24日(日)	—	3,100
機械検査	機械検査		15,100 (6,100)	
金属溶解	軽合金溶解炉溶解		18,200	
鍛造	ハンマ型鍛造		(9,200)	
	プレス型鍛造			
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て			
紳士服製造	紳士注文服製作			
配管	建築配管			
	プラント配管			
型枠施工	型枠工事			
ガラス施工	ガラス工事			
金属材料試験	機械試験			

	組織試験		
和裁	和服製作	令和3年1月31日(日)	13,300
機械・プラント製図	機械製図手書き		(4,300)
	機械製図CAD		
工場板金	機械板金		18,200
	数値制御タレットパンチプレス板金		(9,200)
自動販売機調整	自動販売機調整		
鉄道車両製造・整備	走行装置整備		
	鉄道車両点検・調整		
	機器ぎ装		
油圧装置調整	油圧装置調整		
農業機械整備	農業機械整備		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き		
	印刷箱製箱		
パン製造	パン製造		
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事		
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD	令和3年2月7日(日)	13,300
電気製図	配電盤・制御盤製図		(4,300)
ロープ加工	ロープ加工		18,200
半導体製品製造	集積回路チップ製造		(9,200)
	集積回路組立て		
プリント配線板製造	プリント配線板設計		
	プリント配線板製造		
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て		
菓子製造	洋菓子製造		
	和菓子製造		
建築大工	大工工事		
かわらぶき	かわらぶき		

鉄筋施工	鉄筋施工図作成	令和3年2月14日(日)	—	
	鉄筋組立て			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事			
自動ドア施工	自動ドア施工			
塗装	鋼橋塗装			
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ			
	広告面粘着シート仕上げ			
プラスチック成形	射出成形			
左官	左官			
造園	造園工事			
機械加工	普通旋盤	(9,200)		
	フライス盤			
石材施工	石積み			
ブロック建築	コンクリートブロック工事			
フラワー装飾	フラワー装飾			

3級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
電気機器組立て	シーケンス制御	令和3年1月24日(日)	—	3,100
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て		18,200 (9,200)	
配管	建築配管		【12,100】 <3,100>	
和裁	和服製作	令和3年1月31日(日)	13,300 (4,300)	
機械・プラント製図	機械製図手書き		【8,900】	
	機械製図CAD		<2,900>	
造園	造園工事	18,200 (9,200)		
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	【12,100】		
家具製作	家具手加工	<3,100>		
プラスチック成形	射出成形	令和3年2月7日(日)	—	

テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD		13,300 (4,300)
電気製図	配電盤・制御盤製図		【8,900】 <2,900>
機械検査	機械検査		15,100 (6,100) 【10,100】 <2,900>
プリント配線板製造	プリント配線板設計		18,200
	プリント配線板製造		(9,200)
建築大工	大工工事		【12,100】
かわらぶき	かわらぶき		<3,100>
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ		
左官	左官	令和3年2月11日(木)	—
機械加工	普通旋盤		18,200
	数値制御旋盤		(9,200)
	フライス盤		【12,100】
	マシニングセンタ		<3,100>
電子機器組立て	電子機器組立て		
ブロック建築	コンクリートブロック工事		
化学分析	化学分析		
フラワー装飾	フラワー装飾		
金属熱処理	一般熱処理	令和3年2月14日(日)	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理		
	高周波・炎熱処理		

(注1) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳未満の者が受検する場合の手数料である。

(注2) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。

(注3) 受検手数料欄の< >内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳未満の者であつて、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。

単一等級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験

製麺	機械乾麺製造	令和3年1月31日(日)	18,200	3,100
エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事			
電子回路接続	電子回路接続	令和3年2月7日(日)		



兵庫県告示第919号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

令和2年9月1日から令和3年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署(消防署のない地域は市町)及び必要な関係機関と十分連絡等を行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第920号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

令和2年9月1日から令和3年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。

(3) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等を行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(4) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(5) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

## 兵庫県告示第921号

令和2年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 森林計画区 | 単区域名        | 範囲<br>(市・郡・町)                       | 単区域域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha) |           |         |        |           | 備考                                                                                       |
|-------|-------------|-------------------------------------|---------------------------|-----------|---------|--------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |             |                                     | 水源かん養保安林                  | 土砂流出防備保安林 | 干害防備保安林 | 保健保安林  | 計         |                                                                                          |
| 加古川   | 神崎川         | 川辺郡一円                               | —                         | 2.40      | —       | —      | 2.40      |                                                                                          |
|       | 武庫川         | 三田市                                 | 221.40                    | 1.08      | —       | —      | 222.48    |                                                                                          |
|       | 神戸地区        | 神戸市                                 | 8.52                      | 50.76     | —       | 38.90  | 98.18     |                                                                                          |
|       | 東播地区        | 西脇市<br>加西市<br>加東市<br>多可郡一円          | 510.86                    | 120.82    | —       | 11.34  | 643.02    |                                                                                          |
| 揖保川   | 中播地区        | 姫路市<br>神崎郡一円                        | 775.07                    | 131.90    | —       | 60.78  | 967.75    | 姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)                                                  |
|       | 揖保川         | 姫路市<br>たつの市<br>宍粟市<br>揖保郡一円         | 1,995.27                  | 187.72    | 3.28    | 31.40  | 2,217.67  | 姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。)<br>宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。)<br>干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。 |
|       | 千種川         | 相生市<br>赤穂市<br>宍粟市<br>赤穂郡一円<br>佐用郡一円 | 918.30                    | 203.88    | —       | 16.48  | 1,138.66  | 宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)                                                                      |
| 円山川   | 円山川<br>下流   | 豊岡市                                 | 1,208.07                  | 105.40    | 0.72    | 2.92   | 1,317.11  | 豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。)<br>干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。                |
|       | 矢田川         | 豊岡市<br>美方郡香美町                       | 1,092.85                  | 39.73     | 4.74    | 24.86  | 1,162.18  | 豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。)<br>干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。                                  |
|       | 岸田川         | 美方郡新温泉町                             | 534.01                    | 32.82     | —       | 1.42   | 568.25    |                                                                                          |
|       | 南但地区        | 養父市<br>朝来市                          | 1,596.11                  | 216.55    | —       | 47.04  | 1,859.70  |                                                                                          |
| 加古川   | 佐治川<br>～篠山川 | 丹波篠山市<br>丹波市                        | 846.24                    | 128.60    | —       | 23.76  | 998.60    | 丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)                                                   |
|       | 竹田川         | 丹波市                                 | 104.98                    | 27.26     | —       | 8.66   | 140.90    | 丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)                                                               |
|       | 淡路地区        | 洲本市<br>南あわじ市<br>淡路市                 | 436.24                    | 2.08      | —       | 78.36  | 516.68    |                                                                                          |
| 合計    |             |                                     | 10,247.92                 | 1,251.00  | 8.74    | 345.92 | 11,853.58 |                                                                                          |



兵庫県告示第922号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キンキサイン株式会社  
姫路市香寺町犬飼527番地の1  
代表取締役 山口祖廣
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キンキサイン株式会社本社第二工場  
神崎郡神河町福本767番地の18
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                              |                        |     |     |     |
|--------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|-----|-----|-----|
| 種 類                                              | 10号ニろ過施設 (No. 1、No. 2)       | 10号ニろ過施設 (No. 3、No. 4) |     |     |     |
| 能 力                                              | 25,000L/時・基                  | 同 左                    |     |     |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                          | 同 左                    |     |     |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後3箇月                       | 同 左                    |     |     |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                          | 同 左                    |     |     |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                       | 同 左                    |     |     |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                           | 同 左                    |     |     |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                          | 通常                     | 最大  | 通常  | 最大  |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 4~8                    | 4~8 | 4~8 | 4~8 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 63                     | 63  | 1   | 1   |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 38                     | 38  | 1   | 1   |
|                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | 113                    | 113 | 2   | 2   |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 2                      | 2   | 0.3 | 0.3 |
|                                                  | リン含有量<br>(単位 mg/L)           | 0.2                    | 0.2 | 0.1 | 0.1 |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 5                      | 5   | 1   | 1   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 30/基                         | 30/基                   | 1/基 | 1/基 |     |

|                   |       |                   |     |                   |     |                   |     |
|-------------------|-------|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|
| 10号二 ろ過施設 (No. 5) |       | 10号二 ろ過施設 (No. 6) |     | 10号二 ろ過施設 (No. 7) |     | 10号二 ろ過施設 (No. 8) |     |
| 15,000 L/時        |       | 12,000 L/時        |     | 15,000 L/時        |     | 20,000 L/時        |     |
| 同 左               |       | 同 左               |     | 同 左               |     | 同 左               |     |
| 同 左               |       | 同 左               |     | 同 左               |     | 同 左               |     |
| 同 左               |       | 同 左               |     | 同 左               |     | 同 左               |     |
| 同 左               |       | 同 左               |     | 同 左               |     | 同 左               |     |
| 同 左               |       | 同 左               |     | 同 左               |     | 同 左               |     |
| 通常                | 最大    | 通常                | 最大  | 通常                | 最大  | 通常                | 最大  |
| 4～8               | 4～8   | 4～8               | 4～8 | 4～8               | 4～8 | 4～8               | 4～8 |
| 2,650             | 2,650 | 6                 | 6   | 4                 | 4   | 5                 | 5   |
| 2,330             | 2,330 | 5                 | 5   | 3                 | 3   | 4                 | 4   |
| 2,300             | 2,300 | 6                 | 6   | 2                 | 2   | 2                 | 2   |
| 140               | 140   | 0.2               | 0.2 | 0.1               | 0.1 | 0.2               | 0.2 |
| 6                 | 6     | 0.1               | 0.1 | 0.1               | 0.1 | 0.1               | 0.1 |
| 165               | 165   | —                 | —   | 1                 | 1   | —                 | —   |
| 7                 | 7     | 2                 | 2   | 2                 | 2   | 1                 | 1   |

| 10号ニ ろ過施設 (No. 9) |     | 10号ニ ろ過施設 (No. 10) |     | 10号ニ ろ過施設 (No. 11) |     | 10号ニ ろ過施設 (No. 12、No. 13) |     |
|-------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|---------------------------|-----|
| 同 左               |     | 30,000 L/時         |     | 52,000 L/時         |     | 36,000 L/時・基              |     |
| 同 左               |     | 同 左                |     | 同 左                |     | 同 左                       |     |
| 同 左               |     | 同 左                |     | 同 左                |     | 同 左                       |     |
| 同 左               |     | 同 左                |     | 同 左                |     | 同 左                       |     |
| 同 左               |     | 同 左                |     | 同 左                |     | 同 左                       |     |
| 同 左               |     | 同 左                |     | 同 左                |     | 同 左                       |     |
| 通常                | 最大  | 通常                 | 最大  | 通常                 | 最大  | 通常                        | 最大  |
| 4～8               | 4～8 | 4～8                | 4～8 | 4～8                | 4～8 | 4～8                       | 4～8 |
| 13                | 13  | 20                 | 20  | 28                 | 28  | 2                         | 2   |
| 10                | 10  | 15                 | 15  | 20                 | 20  | 1                         | 1   |
| 3                 | 3   | 6                  | 6   | 4                  | 4   | 2                         | 2   |
| 0.5               | 0.5 | 1                  | 1   | 1.3                | 1.3 | 0.1                       | 0.1 |
| 0.1               | 0.1 | 0.1                | 0.1 | 0.2                | 0.2 | 0.1                       | 0.1 |
| —                 | —   | —                  | —   | —                  | —   | —                         | —   |
| 1                 | 1   | 1                  | 1   | 1                  | 1   | 1/基                       | 1/基 |



| 10号ニ ろ過施設<br>(No. 14) |     | 10号ニ ろ過施設<br>(No. 15) |     | 10号ニ ろ過施設<br>(No. 16、No. 17) |      | 10号ニ ろ過施設<br>(No. 18) |     |
|-----------------------|-----|-----------------------|-----|------------------------------|------|-----------------------|-----|
| 52,000L/時             |     | 同 左                   |     | 15,000L/時・基                  |      | 20,000L/時             |     |
| 同 左                   |     | 同 左                   |     | 同 左                          |      | 同 左                   |     |
| 同 左                   |     | 同 左                   |     | 同 左                          |      | 同 左                   |     |
| 同 左                   |     | 同 左                   |     | 同 左                          |      | 同 左                   |     |
| 同 左                   |     | 同 左                   |     | 同 左                          |      | 同 左                   |     |
| 同 左                   |     | 同 左                   |     | 同 左                          |      | 同 左                   |     |
| 通常                    | 最大  | 通常                    | 最大  | 通常                           | 最大   | 通常                    | 最大  |
| 4～8                   | 4～8 | 4～8                   | 4～8 | 4～8                          | 4～8  | 4～8                   | 4～8 |
| 4                     | 4   | 2                     | 2   | 58                           | 58   | 46                    | 46  |
| 3                     | 3   | 2                     | 2   | 34                           | 34   | 37                    | 37  |
| 2                     | 2   | 4                     | 4   | 43                           | 43   | 50                    | 50  |
| 0.1                   | 0.1 | 0.2                   | 0.2 | 2                            | 2    | 1                     | 1   |
| 0.3                   | 0.3 | 0.2                   | 0.2 | 0.2                          | 0.2  | 0.2                   | 0.2 |
| —                     | —   | —                     | —   | 5                            | 5    | 0.5                   | 0.5 |
| 1                     | 1   | 1                     | 1   | 30/基                         | 30/基 | 2                     | 2   |

|                   |     |                         |        |                   |        |
|-------------------|-----|-------------------------|--------|-------------------|--------|
| 10号口 洗浄施設 (No. 1) |     | 10号口 洗浄施設 (No. 2、No. 3) |        | 10号口 洗浄施設 (No. 4) |        |
| 600ボトル/分          |     | 30,000 L/時・基            |        | 30,000 L/時        |        |
| 同 左               |     | 同 左                     |        | 同 左               |        |
| 同 左               |     | 同 左                     |        | 同 左               |        |
| 同 左               |     | 同 左                     |        | 同 左               |        |
| 同 左               |     | 同 左                     |        | 同 左               |        |
| 同 左               |     | 同 左                     |        | 同 左               |        |
| 通常                | 通常  | 通常                      | 通常     | 通常                | 最大     |
| 6～8               | 6～8 | 4～10.5                  | 4～10.5 | 4～10.5            | 4～10.5 |
| 1                 | 1   | 390                     | 390    | 390               | 390    |
| 1                 | 1   | 375                     | 375    | 375               | 375    |
| 1                 | 1   | 393                     | 393    | 393               | 393    |
| 0.1               | 0.1 | 4                       | 4      | 4                 | 4      |
| 0.1               | 0.1 | 1                       | 1      | 1                 | 1      |
| —                 | —   | 42                      | 42     | 4                 | 4      |
| 140               | 140 | 1/基                     | 1/基    | 200               | 400    |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|                                                                   |                              |                      |      |                |         |         |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------|------|----------------|---------|---------|
| 種                                                                 | 類                            | 総合排水処理施設             |      |                |         |         |
| 型                                                                 | 式                            | 複合処理システム             |      |                |         |         |
| 構                                                                 | 造                            | 鉄筋コンクリート             |      |                |         |         |
| 主                                                                 | 要                            | 寸                    | 法    | 37m×14.5m×5.2m |         |         |
| 能                                                                 | 力                            | 600m <sup>3</sup> /日 |      |                |         |         |
| 汚水等の処理方式                                                          |                              | 加圧浮上・活性汚泥・膜分離・活性炭    |      |                |         |         |
| 工事着手予定年月日                                                         |                              | 許可後                  |      |                |         |         |
| 工事完成予定年月日                                                         |                              | 着手後3箇月               |      |                |         |         |
| 使用開始予定年月日                                                         |                              | 完成後                  |      |                |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                               |                              | 24時間連続               |      |                |         |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                     |                              | なし                   |      |                |         |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                   | 区                            | 分                    | 処理前  |                | 処理後     |         |
|                                                                   |                              |                      | 通常   | 最大             | 通常      | 最大      |
|                                                                   | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            |                      | 4~10 | 4~10           | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                                                                   | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      |                      | 634  | 800            | 9       | 12      |
|                                                                   | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        |                      | 592  | 750            | 9       | 10      |
|                                                                   | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       |                      | 254  | 300            | 10      | 10      |
|                                                                   | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           |                      | 15   | 18             | 5       | 5       |
|                                                                   | りん<br>含有量<br>(単位 mg/L)       |                      | 3    | 3              | 1       | 1       |
|                                                                   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) |                      | 28   | 35             | 3       | 3       |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              |                      | 395  | 600            | 395     | 600     |

(5) 排出水の汚染状態及び量

|                               |    |       |          |       |          |
|-------------------------------|----|-------|----------|-------|----------|
| 変更前後の区分                       |    | 変更前   |          | 変更後   |          |
| 排水口名                          |    | No. 1 | No. 2~25 | No. 1 | No. 2~30 |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通常 | 1,784 |          | 2,179 |          |
|                               | 最大 | 1,784 |          | 2,384 |          |

|                              |    |      |         |      |         |
|------------------------------|----|------|---------|------|---------|
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 通常 | 6~8  | 雨水専用排水口 | 6~8  | 雨水専用排水口 |
|                              | 最大 | 6~8  |         | 6~8  |         |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 通常 | 9.6  |         | 9.5  |         |
|                              | 最大 | 10.1 |         | 10.6 |         |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 通常 | 9.6  |         | 9.5  |         |
|                              | 最大 | 10.1 |         | 10.1 |         |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 20   |         | 18.2 |         |
|                              | 最大 | 20   |         | 18.2 |         |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 通常 | 4.4  |         | 4.6  |         |
|                              | 最大 | 5    |         | 5    |         |
| 燐含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 0.7  |         | 0.8  |         |
|                              | 最大 | 1    |         | 1    |         |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 通常 | —    |         | 3    |         |
|                              | 最大 | —    |         | 3    |         |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年9月1日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び神河町住民生活課



兵庫県告示第923号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年9月1日

河川管理者

阪神北県民局長 坂本 哲也

1 行うべき措置の内容

一級河川淀川水系昆陽川捷水路の河川区域内にある別表に掲げる工作物の除却

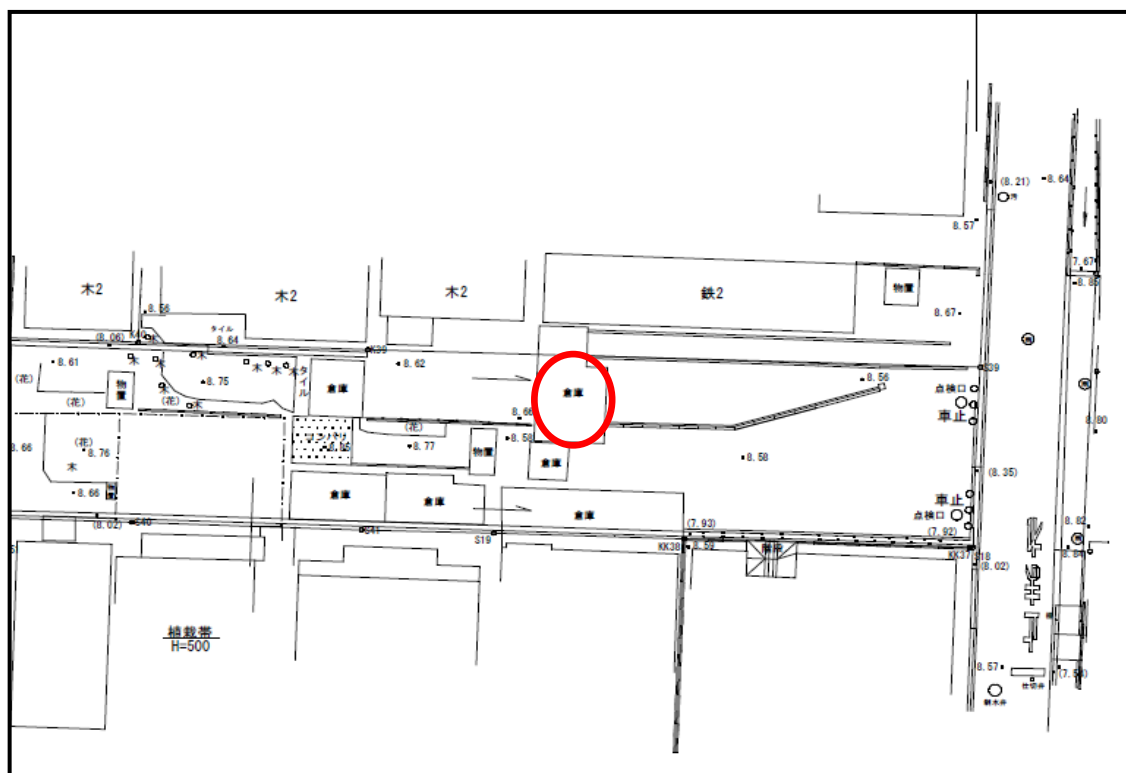
2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、令和2年9月30日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

| 整理番号 | 所在場所         | 工作物の名称（部材、寸法、外色）             |
|------|--------------|------------------------------|
| 1    | 伊丹市南町4丁目19番9 | 倉庫（波板（金属製）・H鋼、約18平方メートル、白）一式 |

備考 工作物の詳細な所在場所は、別図のとおり  
(別図)



兵庫県告示第924号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
氏名 株式会社パソナグループ 代表取締役 南部靖之  
住所 東京都千代田区大手町2丁目6番2号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 空中座禅道場  
所在地 淡路市楠本場中2594番5
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和2年9月1日から同年9月15日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和2年9月1日から同年9月15日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第925号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小野市垂井南土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事務所の所在地  
変更前 小野市王子町806番地の1（小野市役所内）  
変更後 小野市中島町531番地（小野市役所内）
- 2 変更認可の年月日  
令和2年9月1日

**公 告**

**本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表**

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 本人確認情報の提供

| 提供先 | 事 務                                                                            | 提供年月   | 提供件数 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|--------|------|
| 市町長 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による同法第104条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 令和2年5月 | 2    |
|     |                                                                                | 同 年6月  | 4    |
| 市町長 | 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第129条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの           | 令和2年3月 | 1    |

|       |                                                                                                                                                                                |                                                                                                               |                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会 | 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和62年政令第102号）第1条第26号に規定するところにより高等学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学に在学する者に対して貸与した奨学金又はそれらの者に対して貸与した入学時における通学用品若しくは学用品の購入のための資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務 | 令和2年2月                                                                                                        | 1                                                                                  |
| 教育委員会 | 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあつては、その者の就学に必要な経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの                                                | 令和元年8月<br>同 年10月<br>同 年12月<br>令和2年2月<br>同 年4月<br>同 年6月                                                        | 41<br>41<br>42<br>56<br>45<br>186                                                  |
| 監査委員  | 地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務                                                                                                                                       | 令和元年10月<br>同 年12月<br>令和2年5月                                                                                   | 1<br>1<br>1                                                                        |
| 公安委員会 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務                                                                                             | 令和元年7月<br>同 年8月<br>同 年9月<br>同 年10月<br>同 年11月<br>同 年12月<br>令和2年1月<br>同 年2月<br>同 年3月<br>同 年4月<br>同 年5月<br>同 年6月 | 469<br>349<br>533<br>526<br>504<br>393<br>604<br>457<br>481<br>380<br>409<br>1,013 |

2 本人確認情報の利用

| 事 務                                                                | 利用年月           | 利用件数     |
|--------------------------------------------------------------------|----------------|----------|
| 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第2項の徴収金の徴収（滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務         | 令和元年8月         | 1        |
| 農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第17条第1項の届出に関する事務                            | 令和2年1月         | 1        |
|                                                                    | 同 年2月          | 1        |
|                                                                    | 同 年3月          | 1        |
|                                                                    | 同 年5月          | 1        |
|                                                                    | 同 年6月          | 3        |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務 | 令和元年7月         | 13       |
|                                                                    | 同 年10月         | 8        |
|                                                                    | 同 年12月         | 7        |
|                                                                    | 令和2年2月         | 16       |
|                                                                    | 同 年3月          | 29       |
|                                                                    | 同 年4月<br>同 年5月 | 46<br>11 |

|                                                                                                                                                                                                          |        |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項若しくは第2項の登録又は同法第13条、第16条の2、第22条若しくは第23条の届出に関する事務                                                                                                                            | 令和2年6月 | 1     |
| 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による同法第12条第2項の返還金その他の返還金又は同法第23条第1項の徴収金の徴収（同条第2項において読み替えて準用する国民年金法（昭和34年法律第141号）第97条第1項の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの                                                         | 令和2年1月 | 1     |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第7項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第7項に規定する寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の徴収（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条（同令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の違約金の徴収を含む。）に関する事務 | 令和2年4月 | 9     |
| 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）による事務であって県営住宅条例第1条の県営住宅（県営住宅条例第2条第2号イに規定する県営住宅に限る。）の管理に関する事務                                                                                           | 令和元年8月 | 26    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年9月  | 3     |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年10月 | 16    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年11月 | 7     |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年12月 | 18    |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和2年1月 | 7     |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年2月  | 18    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年3月  | 11    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年4月  | 18    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年5月  | 11    |
| 同 年6月                                                                                                                                                                                                    | 21     |       |
| 恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                                                                           | 令和元年9月 | 10    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年11月 | 5     |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年12月 | 20    |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和2年3月 | 12    |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年5月  | 6     |
| 同 年6月                                                                                                                                                                                                    | 13     |       |
| 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の掛金の徴収又は同条例第8条第1項若しくは第2項の年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                      | 令和元年8月 | 2,129 |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年10月 | 1,612 |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和2年4月 | 2     |
| 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                                 | 令和元年7月 | 1     |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年12月 | 3     |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和2年4月 | 1     |
| 同 年5月                                                                                                                                                                                                    | 6      |       |
| 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）による同条例別表第2に規定する土地占用料の徴収（同条例第4条の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                   | 令和元年9月 | 2     |
|                                                                                                                                                                                                          | 同 年10月 | 1     |
|                                                                                                                                                                                                          | 令和2年3月 | 2     |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による被爆者健康手帳に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                                                             | 令和元年7月 | 4     |



|                                                                                                                                                                                                                     |        |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|
| 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による同法第13条第3項若しくは第43条第1項若しくは第2項の取消し、同法第42条の命令又は同法第80条の過料に関する事務                                                                                                                                 | 令和元年7月 | 2  |
| 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による同法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金に係る償還金の徴収（同法第11条の違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの                          | 令和2年2月 | 7  |
| 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                                                                     | 令和元年8月 | 1  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 令和2年2月 | 2  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年4月  | 2  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年5月  | 1  |
| 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校その他の施設に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において看護師等の業務に従事しようとするもの及び大学院の看護学を専攻分野とする修士課程に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において保健師、助産師又は看護師の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 令和元年9月 | 2  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年10月 | 2  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年12月 | 2  |
| 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                                                                    | 令和元年7月 | 6  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年8月  | 1  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年9月  | 2  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年10月 | 1  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年11月 | 8  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 令和2年1月 | 8  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年2月  | 21 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年3月  | 42 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年4月  | 31 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年5月  | 23 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年6月  | 3  |
| 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                            | 令和元年8月 | 16 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年10月 | 19 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年11月 | 13 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年12月 | 17 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 令和2年1月 | 9  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年2月  | 19 |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年3月  | 9  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 同 年4月  | 15 |
| 同 年5月                                                                                                                                                                                                               | 9      |    |
| 同 年6月                                                                                                                                                                                                               | 17     |    |

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|------------------|---------------------|
| 相生(7)<br>(109000312) | 相生市相生（別図1のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 坪根(3)<br>(109000313) | 相生市相生（別図2のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 相生(8)<br>(109000314) | 相生市相生（別図3のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 旭(15)<br>(109000315) | 相生市旭2丁目（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年9月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月24日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

垣内(1) I (109000021) の項中別図21、旭(4) I (109000023) の項中別図23、相生(1) I (109000032) の項中別図32、古宮 I (109000048) の項中別図47、西本町(1) I (109000052) の項中別図51、相生(4) I (109000063) の項中別図62、坪根(1) I (109000067) の項中別図66を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間  
令和2年9月9日（水）から同月23日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
  - (3) 提出期限  
令和2年9月23日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月24日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 那波 I<br>(109000015)    | 相生市那波野（別図1のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 古池(2) I<br>(109000017) | 相生市相生（別図2のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 古池(1) I<br>(109000018) | 相生市相生（別図3のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 双葉(1) I<br>(109000019) | 相生市双葉3丁目（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 垣内(1) I<br>(109000021) | 相生市双葉1丁目（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 旭(3) I<br>(109000022)  | 相生市旭3丁目（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 旭(4) I<br>(109000023)  | 相生市相生（別図7のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 旭(5) I<br>(109000024)  | 相生市相生（別図8のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |

|                         |                    |         |          |
|-------------------------|--------------------|---------|----------|
| 大島(2) I<br>(109000026)  | 相生市旭5丁目(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 大島(1) I<br>(109000027)  | 相生市旭5丁目(別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 旭(8) I<br>(109000029)   | 相生市相生(別図11のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 旭(9) I<br>(109000030)   | 相生市相生(別図12のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 旭(10) I<br>(109000031)  | 相生市相生(別図13のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 相生(1) I<br>(109000032)  | 相生市相生(別図14のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 旭(2) I<br>(109000033)   | 相生市相生(別図15のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 旭(11) I<br>(109000034)  | 相生市相生(別図16のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 旭(1) I<br>(109000035)   | 相生市相生(別図17のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 川原 I<br>(109000036)     | 相生市相生(別図18のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 大谷(2) I<br>(109000037)  | 相生市相生(別図19のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 大谷(3) I<br>(109000038)  | 相生市相生(別図20のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 大谷(1) I<br>(109000039)  | 相生市川原町(別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 相生(2) I<br>(109000040)  | 相生市相生5丁目(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 相生(3) I<br>(109000041)  | 相生市相生4丁目(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 野瀬(1) I<br>(109000044)  | 相生市野瀬(別図24のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 葛ヶ浜(1) I<br>(109000045) | 相生市相生(別図25のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 鰯浜 I<br>(109000046)     | 相生市相生(別図26のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 古宮 I<br>(109000048)     | 相生市那波東本町(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 本町(1) I<br>(109000049)  | 相生市那波本町(別図28のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |

|                         |                          |         |          |
|-------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 浜 I<br>(109000050)      | 相生市那波大浜町 (別図29の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 南本町(1) I<br>(109000051) | 相生市那波南本町 (別図30の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 西本町(1) I<br>(109000052) | 相生市那波西本町 (別図31の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 西本町(2) I<br>(109000053) | 相生市那波西本町 (別図32の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 西本町(3) I<br>(109000054) | 相生市那波西本町 (別図33の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 相生(4) I<br>(109000063)  | 相生市相生 (別図34のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 千尋(3) I<br>(109000064)  | 相生市相生 (別図35のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 千尋(2) I<br>(109000065)  | 相生市千尋町 (別図36のと<br>おり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 千尋(1) I<br>(109000066)  | 相生市桜ヶ丘町 (別図37のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 坪根(1) I<br>(109000067)  | 相生市相生 (別図38のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 千尋(4) I<br>(109000068)  | 相生市相生 (別図39のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 那波野(2) I<br>(109000073) | 相生市那波野 (別図40のと<br>おり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 那波野(4) I<br>(109000076) | 相生市那波野1丁目 (別図41<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 相生(5) I<br>(109000077)  | 相生市相生 (別図42のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 旭(12) I<br>(109000078)  | 相生市相生 (別図43のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 大谷(4) I<br>(109000079)  | 相生市相生 (別図44のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 大谷(6) I<br>(109000081)  | 相生市大谷町 (別図45のと<br>おり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 野瀬(2) I<br>(109000083)  | 相生市野瀬 (別図46のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 葛ヶ浜(2) I<br>(109000084) | 相生市相生 (別図47のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 双葉(3) I<br>(109000086)  | 相生市相生 (別図48のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |

|                            |                    |         |          |
|----------------------------|--------------------|---------|----------|
| 垣内(2) I<br>(109000087)     | 相生市垣内町(別図49のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 旭(13) I<br>(109000088)     | 相生市旭5丁目(別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 本町(2) I<br>(109000089)     | 相生市那波本町(別図51のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 旭(14) I<br>(109000090)     | 相生市旭5丁目(別図52のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 千尋(5) I<br>(109000095)     | 相生市千尋町(別図53のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 千尋(6) I<br>(109000096)     | 相生市千尋町(別図54のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 千尋(7) I<br>(109000097)     | 相生市千尋町(別図55のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 相生(6) I<br>(109000098)     | 相生市相生(別図56のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 桜ヶ丘(1)(1) I<br>(109000107) | 相生市桜ヶ丘町(別図57のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 桜ヶ丘(2)(1) I<br>(109000108) | 相生市桜ヶ丘町(別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 那波野 I<br>(109000110)       | 相生市那波野(別図59のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 西本町 I<br>(109000111)       | 相生市那波西本町(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 垣内(3) I<br>(109000115)     | 相生市垣内町(別図61のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 桜ヶ丘(2)(2) I<br>(109000124) | 相生市桜ヶ丘町(別図62のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 東本町(3) II<br>(109000144)   | 相生市那波東本町(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 双葉(1) II<br>(109000146)    | 相生市双葉3丁目(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 旭(2) II<br>(109000149)     | 相生市旭5丁目(別図65のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 葛ヶ浜(2) II<br>(109000152)   | 相生市相生(別図66のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 鰯浜 II<br>(109000153)       | 相生市相生(別図67のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 南本町 II<br>(109000154)      | 相生市那波南本町(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |

|                        |                   |         |          |
|------------------------|-------------------|---------|----------|
| 千尋Ⅱ<br>(109000155)     | 相生市千尋町（別図69のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 那波野(3)Ⅲ<br>(109000181) | 相生市那波野（別図70のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 向陽台Ⅲ<br>(109000182)    | 相生市相生（別図71のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 相生(2)Ⅲ<br>(109000184)  | 相生市相生（別図72のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 相生(3)Ⅲ<br>(109000185)  | 相生市相生（別図73のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 大谷町(2)Ⅲ<br>(109000187) | 相生市相生（別図74のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 野瀬Ⅲ<br>(109000188)     | 相生市野瀬（別図75のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 鰯浜(1)Ⅲ<br>(109000189)  | 相生市相生（別図76のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 鰯浜(2)Ⅲ<br>(109000190)  | 相生市相生（別図77のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 鰯浜(3)Ⅲ<br>(109000191)  | 相生市相生（別図78のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 千尋町Ⅲ<br>(109000198)    | 相生市相生（別図79のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 相生(8)<br>(109000314)   | 相生市相生（別図80のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 相生3Ⅰ<br>(209000014)    | 相生市千尋町（別図81のとおり）  | 土石流     | 別図81のとおり |
| 旭3Ⅰ<br>(209000048)     | 相生市旭2丁目（別図82のとおり） | 土石流     | 別図82のとおり |
| 相生1Ⅱ<br>(209000057)    | 相生市相生（別図83のとおり）   | 土石流     | 別図83のとおり |

（別図1から別図83までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年9月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月24日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ大久保店  
所在地 明石市大久保町大窪字角田295

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号





**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ大久保西店  
 所在地 明石市魚住町金ヶ崎63-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章 男 |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                      |        |
|----------------|----------------------|--------|
| 名称             | 住所                   | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号     | 加栗 章 男 |
| 株式会社パーティーハウス   | 和歌山市中島185番地の3        | 大桑 俊 男 |
| 株式会社大創産業       | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野 博 丈 |

 外3者
    - イ 変更後
 

|                |                      |        |
|----------------|----------------------|--------|
| 名称             | 住所                   | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号     | 平尾 健一  |
| 株式会社パーティーハウス   | 和歌山市中島185番地の3        | 大桑 俊 男 |
| 株式会社大創産業       | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野 靖 二 |

 外2者
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日  
令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年1月4日
  - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス東二見店  
 所在地 明石市二見町東二見字荒内1105ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|            |                    |        |
|------------|--------------------|--------|
| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 | 宇野正晃   |
    - イ 変更後
 

|            |                    |        |
|------------|--------------------|--------|
| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 | 横山英昭   |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日  
令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年1月4日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ北在家店  
 所在地 加古川市加古川町北在家760番地1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年1月4日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ石守店

所在地 加古川市神野町石守467-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|           |                    |        |
|-----------|--------------------|--------|
| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 神鋼不動産株式会社 | 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 | 花岡正浩   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|           |                    |        |
|-----------|--------------------|--------|
| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 神鋼不動産株式会社 | 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 | 公文康進   |

イ 変更後

|           |                    |        |
|-----------|--------------------|--------|
| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 神鋼不動産株式会社 | 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 | 花岡正浩   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                   |        |
|----------------|-------------------|--------|
| 名称             | 住所                | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号  | 加栗章男   |
| 株式会社キャンドウ      | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城戸一弥   |

イ 変更後

|                |                   |        |
|----------------|-------------------|--------|
| 名称             | 住所                | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号  | 平尾健一   |
| 株式会社キャンドウ      | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城戸一弥   |

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フーディーズ神野店  
所在地 加古川市新神野五丁目8-6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 正村 栄 邦 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

|               |               |
|---------------|---------------|
| 名称            | 所在地           |
| (仮称) エーコープ神野店 | 加古川市新神野五丁目5番1 |

イ 変更後

|           |               |
|-----------|---------------|
| 名称        | 所在地           |
| フーディーズ神野店 | 加古川市新神野五丁目8-6 |

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 村 上 明 廣 |

イ 変更後

|             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 正 村 栄 邦 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                      |                  |         |
|----------------------|------------------|---------|
| 名称                   | 住所               | 代表者の氏名  |
| 株式会社エーコープ近畿<br>外未定2者 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 村 上 明 廣 |

イ 変更後

|                        |                                         |                    |
|------------------------|-----------------------------------------|--------------------|
| 名称                     | 住所                                      | 代表者の氏名             |
| 株式会社エーコープ近畿<br>ゴダイ株式会社 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号<br>姫路市綿町104番地 スクエアビル2階 | 正 村 栄 邦<br>浦 上 晃 之 |

4 変更年月日

令和2年6月8日ほか

5 届出年月日

令和2年8月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン野口ショッピングセンター  
所在地 加古川市野口町坂元字谷田118-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                  |                  |        |
|------------------|------------------|--------|
| 名称               | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社   | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |
| 株式会社マツモトキヨシ中四国販売 | 岡山市南区福富西1丁目20-32 | 上村 浩司  |

イ 変更後

|                  |                  |        |
|------------------|------------------|--------|
| 名称               | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社   | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社マツモトキヨシ中四国販売 | 岡山市南区福富西1丁目20-32 | 多田 将一  |

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称 イオンタウン東加古川SC (MV棟)  
所在地 加古川市平岡町土山字勝負850—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の所在地
    - ア 変更前 加古川市土山字勝負850—1ほか
    - イ 変更後 加古川市平岡町土山字勝負850—1ほか
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
| イ 変更後          |                  |        |
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加栗章男   |
| 株式会社サンドラッグ     | 東京都府中市若松町1丁目38番地の1 | 赤尾主哉   |
| 株式会社セリア        | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地    | 河合英治   |
| 外3者            |                    |        |
| イ 変更後          |                    |        |
| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 平尾健一   |
| 株式会社サンドラッグ     | 東京都府中市若松町1丁目38番地の1 | 貞方宏司   |
| 株式会社セリア        | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地    | 河合映治   |
| 外2者            |                    |        |
- 4 変更年月日
 

令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
 

令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
 

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
 

令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限
 

令和3年1月4日
  - (2) 提出先
 

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン東加古川SC（家電棟）  
 所在地 加古川市平岡町土山字勝負850-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の所在地
    - ア 変更前 加古川市土山字勝負850-1ほか
    - イ 変更後 加古川市平岡町土山字勝負850-1ほか
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| ア 変更前          |                  |        |
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |
| イ 変更後          |                  |        |
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日  
令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年1月4日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域



の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ今福店  
 所在地 加古川市尾上町今福381
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗章男
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗章男
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 4 変更年月日  
 令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
 令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和3年1月4日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン加古川西  
 所在地 加古川市米田町船頭100—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 平尾 健一  |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 石田 卓巳  |
| 日本地所倉庫株式会社     | 岡山市北区野田二丁目4番1号     | 藤沢 純造  |
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加栗 章男  |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 深町 勝義  |
| 日本地所倉庫株式会社     | 岡山市北区野田二丁目4番1号     | 藤沢 純造  |
- イ 変更後
- | 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 平尾 健一  |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 石田 卓巳  |
| 日本地所倉庫株式会社     | 岡山市北区野田二丁目4番1号     | 藤沢 純造  |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称             | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------------|---------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号    | 加栗 章男  |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号  | 深町 勝義  |
| 株式会社アーヂュ       | 広島市西区商工センター二丁目15番1号 | 田村 英樹  |
- イ 変更後
- | 名称             | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------------|---------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号    | 平尾 健一  |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号  | 石田 卓巳  |
| 株式会社アーヂュ       | 広島市西区商工センター二丁目15番1号 | 増田 英紀  |
- 4 変更年月日  
 令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日  
 令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
 令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
 令和3年1月4日
- (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ中島店  
 所在地 高砂市中島三丁目406—126ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章男
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章男
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
- 4 変更年月日  
 令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
 令和2年7月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和2年9月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和3年1月4日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アイモール高砂ショッピングセンター

所在地 高砂市米田町島字才田42番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| モリス株式会社        | 高砂市米田町島83番地の1    | 森本 幸吉  |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |
| モリス株式会社        | 高砂市米田町島83番地の1    | 森本 幸吉  |

イ 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| モリス株式会社        | 高砂市米田町島83番地の1    | 森本 幸吉  |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |
| 株式会社マックハウス     | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号  | 白土 孝   |
| 株式会社デジホン兵庫     | 加古川市尾上町今福462番地の1 | 大庫 俊介  |

外7名

イ 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社マックハウス     | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号  | 北原 久巳  |
| 株式会社圓陣         | 加古川市尾上町今福462番地の1 | 大庫 俊介  |

外7名

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ稲美店

所在地 加古郡稲美町六分一字百丁歩1362番地50ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|           |               |        |
|-----------|---------------|--------|
| 名称        | 住所            | 代表者の氏名 |
| キング醸造株式会社 | 加古郡稲美町蛸草321番地 | 大西浩介   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|           |               |        |
|-----------|---------------|--------|
| 名称        | 住所            | 代表者の氏名 |
| キング醸造株式会社 | 加古郡稲美町蛸草321番地 | 片井伸明   |

イ 変更後

|           |               |        |
|-----------|---------------|--------|
| 名称        | 住所            | 代表者の氏名 |
| キング醸造株式会社 | 加古郡稲美町蛸草321番地 | 大西浩介   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 相生ショッピングタウン  
所在地 相生市那波南本町8番8号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

| 名称             | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------------|---------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号    | 平尾健一   |
| DCMダイキ株式会社     | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号     | 中川真行   |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市綿町104番地 スクエアビル2階 | 浦上晃之   |
| 日本地所倉庫株式会社     | 岡山市北区野田二丁目4番1号      | 藤沢純造   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
| DCMダイキ株式会社     | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  | 小島正之   |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市駅前町268番地      | 浦上晃之   |
| 日本地所倉庫株式会社     | 岡山市北区野田二丁目4番1号   | 藤沢純造   |

イ 変更後

| 名称             | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------------|---------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号    | 平尾健一   |
| DCMダイキ株式会社     | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号     | 中川真行   |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市綿町104番地 スクエアビル2階 | 浦上晃之   |
| 日本地所倉庫株式会社     | 岡山市北区野田二丁目4番1号      | 藤沢純造   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
| DCMダイキ株式会社     | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  | 小島正之   |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市駅前町268番地      | 浦上晃之   |

外2者

イ 変更後

| 名称             | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------------|---------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号    | 平尾健一   |
| DCMダイキ株式会社     | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号     | 中川真行   |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市綿町104番地 スクエアビル2階 | 浦上晃之   |

外2者

4 変更年月日

令和2年5月25日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 JAファーマーズ・たじまんま和田山

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 正村 栄 邦  |
| たじま農業協同組合   | 豊岡市九日市上町550番地の1  | 太田垣 哲 男 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
|-------------|------------------|--------|
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 高崎 淳   |
| たじま農業協同組合   | 豊岡市九日市上町550番地の1  | 尾崎 市 朗 |

イ 変更後

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 正村 栄 邦  |
| たじま農業協同組合   | 豊岡市九日市上町550番地の1  | 太田垣 哲 男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
|-------------|------------------|--------|
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 高崎 淳   |
| たじま農業協同組合   | 豊岡市九日市上町550番地の1  | 尾崎 市 朗 |

イ 変更後

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社エーコープ近畿 | 大阪府高槻市番田一丁目51番1号 | 正村 栄 邦  |
| たじま農業協同組合   | 豊岡市九日市上町550番地の1  | 太田垣 哲 男 |

4 変更年月日

令和2年6月20日ほか

5 届出年月日

令和2年8月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ケーズデンキ加古川店

所在地 加古川市加古川町稲屋字横手917番1ほか

2 法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要

(1) 歩行者通行に係る事項等

児童生徒の登下校時における安全確保に留意されたい（国道250号が準通学路に指定されている。）。

(2) 騒音に係る事項

車両出入口の車両走行音やアイドリング音等について、周辺住民の生活環境保全に努められたい。

(3) その他の事項

周辺住民から苦情があった場合、迅速かつ誠意をもって対応されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から1月間



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月1日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター所長 芦田義則

1 調達内容

(1) 整備名

農技（但）第1013号 漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備

(2) 整備の仕様等

中間検査修繕整備一式で入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和2年12月18日まで

(4) 履行場所

請負造船所

(5) 入札方法

上記(1)の中間検査修繕整備について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿



に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該整備の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-6541 美方郡香美町香住区境1126-5

県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター総務調整担当

電話 (0796) 36-0395 F A X (0796) 36-3684

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年9月1日(火)から同月23日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年10月7日(水) 午前10時30分 但馬水産技術センター2階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年10月6日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月6日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で整備を行えることを確認できる書類を、令和2年9月23日(水)午後4時までに前記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年10月15日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Head of the procuring entity:

Yoshinori Ashida, Director of Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Nature of the service to be required:

Regular inspection and maintenance services for a fisheries research vessel TAJIMA

(3) Contract fulfillment period:

From October 7, 2020 through December 18, 2020

(4) Contract fulfillment place:

Contracted dockyard

(5) Deadline for the tender application:

16:00 September 23, 2020

(6) Deadline for tender:

10:30 October 7, 2020 by direct delivery

17:00 October 6, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nagashima, Tajima Fisheries Technology Institute

1126-5 Sakai, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6541

TEL (0796)36-0395

## 県議会事務局公告

### 兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、令和元年度における運用状況を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

兵庫県議会議長 原 テツアキ

1 公文書公開及び審査請求の状況

(単位：件)

| 区分 | 公文書の公開 |      |      |     |     | 審査請求<br>件数 |
|----|--------|------|------|-----|-----|------------|
|    | 請求件数   | 処理状況 |      |     |     |            |
|    |        | 公開   | 部分公開 | 非公開 | その他 |            |
| 件数 | 15     | 14   | 0    | 1   | 0   | 0          |

2 情報提供の状況  
提供件数151件

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第44号

活力あふれる福崎町をつくる会（尾崎吉晴後援会）から提出された政治団体の設立の届出に関し、令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第76号を次のとおり訂正する。

令和2年9月1日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

1(2)イ中

「

| 政治団体の名称                 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日     |
|-------------------------|--------|----------|----------------|-----------|
| 活力あふれる福崎町をつくる会(尾崎吉晴後援会) | 大杉 武司  | 豊國 明仁    | 神崎郡福崎町田口259番地1 | 平成31年4月4日 |

」

を

「

| 政治団体の名称                 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日     |
|-------------------------|--------|----------|----------------|-----------|
| 活力あふれる福崎町をつくる会(尾崎吉晴後援会) | 尾崎 吉晴  | 豊國 明仁    | 神崎郡福崎町田口259番地1 | 平成31年4月4日 |

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第241号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項の上欄に規定する兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年3月1日から施行する。

なお、平成27年兵庫県公安委員会告示第38号（道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務）は、令和3年2月28日限り廃止する。

令和2年9月1日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川 輝久

| 路 線 | 区 間 |
|-----|-----|
|     |     |

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 一般国道2号        | 兵庫県の全域            |
| 2 一般国道9号        | 朝来市及び美方郡の区間       |
| 3 一般国道28号       | 神戸市長田区及び南あわじ市の区間  |
| 4 一般国道29号       | 宍粟市の区間            |
| 5 一般国道43号       | 兵庫県の全域            |
| 6 一般国道171号      | 兵庫県の全域            |
| 7 一般国道173号      | 兵庫県の全域            |
| 8 一般国道175号      | 明石市、丹波市及び加東市の区間   |
| 9 一般国道176号      | 神戸市北区、西宮市及び川西市の区間 |
| 10 一般国道178号     | 兵庫県の全域            |
| 11 一般国道179号     | 兵庫県の全域            |
| 12 一般国道250号     | 兵庫県の全域            |
| 13 一般国道312号     | 豊岡市、朝来市及び神崎郡の区間   |
| 14 一般国道372号     | 丹波篠山市及び加東市の区間     |
| 15 一般国道427号     | 丹波市及び朝来市の区間       |
| 16 一般国道428号     | 神戸市の区間            |
| 17 主要地方道豊岡瀬戸線   | 兵庫県の全域            |
| 18 主要地方道香住村岡線   | 兵庫県の全域            |
| 19 主要地方道養父宍粟線   | 兵庫県の全域            |
| 20 主要地方道青垣柏原線   | 兵庫県の全域            |
| 21 主要地方道川西篠山線   | 丹波篠山市の区間          |
| 22 主要地方道尼崎池田線   | 兵庫県の全域            |
| 23 主要地方道神戸三田線   | 神戸市北区の区間          |
| 24 主要地方道明石神戸宝塚線 | 神戸市北区及び西宮市の区間     |
| 25 主要地方道西脇三田線   | 神戸市北区及び西脇市の区間     |

|    |              |               |
|----|--------------|---------------|
| 26 | 主要地方道加古川高砂線  | 加古川市の区間       |
| 27 | 主要地方道加古川三田線  | 加古川市及び三木市の区間  |
| 28 | 主要地方道神戸明石線   | 兵庫県の全域        |
| 29 | 主要地方道三木宍粟線   | 姫路市の区間        |
| 30 | 主要地方道多可北条線   | 西脇市及び多可郡の区間   |
| 31 | 主要地方道太子御津線   | 兵庫県の全域        |
| 32 | 主要地方道新神戸停車場線 | 兵庫県の全域        |
| 33 | 主要地方道福良江井岩屋線 | 南あわじ市及び淡路市の区間 |
| 34 | 主要地方道三木三田線   | 神戸市北区の区間      |
| 35 | 主要地方道大阪伊丹線   | 兵庫県の全域        |
| 36 | 主要地方道尼崎宝塚線   | 兵庫県の全域        |
| 37 | 主要地方道高砂北条線   | 高砂市の区間        |
| 38 | 主要地方道小部明石線   | 神戸市北区の区間      |
| 39 | 主要地方道尼崎港線    | 兵庫県の全域        |
| 40 | 主要地方道姫路港線    | 兵庫県の全域        |
| 41 | 主要地方道相生停車場線  | 兵庫県の全域        |
| 42 | 主要地方道大沢西宮線   | 兵庫県の全域        |
| 43 | 主要地方道平野三木線   | 神戸市西区の区間      |
| 44 | 主要地方道灘三田線    | 神戸市灘区及び北区の区間  |
| 45 | 主要地方道伊丹豊中線   | 兵庫県の全域        |
| 46 | 一般県道西宮宝塚線    | 西宮市の区間        |
| 47 | 一般県道米谷昆陽尼崎線  | 兵庫県の全域        |
| 48 | 一般県道尼崎港崇徳院線  | 兵庫県の全域        |
| 49 | 一般県道姫路停車場線   | 兵庫県の全域        |
| 50 | 一般県道姥ヶ茶屋伊丹線  | 伊丹市の区間        |

|    |            |           |
|----|------------|-----------|
| 51 | 一般県道山本伊丹線  | 兵庫県の全域    |
| 52 | 一般県道寺本伊丹線  | 兵庫県の全域    |
| 53 | 一般県道中野中筋線  | 兵庫県の全域    |
| 54 | 一般県道高田久々知線 | 兵庫県の全域    |
| 55 | 一般県道昭和東本町線 | 兵庫県の全域    |
| 56 | 一般県道八幡別府線  | 兵庫県の全域    |
| 57 | 一般県道和久今宿線  | 兵庫県の全域    |
| 58 | 一般県道大江島太子線 | 兵庫県の全域    |
| 59 | 一般県道砥堀本町線  | 兵庫県の全域    |
| 60 | 一般県道西宮豊中線  | 尼崎市の区間    |
| 61 | 一般県道明石高砂線  | 兵庫県の全域    |
| 62 | 一般県道姫路新宮線  | たつの市の区間   |
| 63 | 西出高松前池線    | 神戸市長田区の区間 |
| 64 | 山麓線        | 神戸市の全域    |
| 65 | 山手幹線       | 神戸市の全域    |
| 66 | 浜手幹線       | 神戸市中央区の区間 |
| 67 | 野崎線        | 神戸市の全域    |
| 68 | 灘浜住吉川線     | 神戸市東灘区の区間 |
| 69 | 中央幹線       | 神戸市の全域    |
| 70 | 生田前線       | 神戸市の全域    |
| 71 | 生田川鶴線      | 神戸市兵庫区の区間 |
| 72 | 永沢線        | 神戸市の全域    |
| 73 | 夢野白川線      | 神戸市の全域    |
| 74 | 湊町線        | 神戸市の全域    |
| 75 | 長田箕谷線      | 神戸市長田区の区間 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 76 長田線            | 神戸市の全域    |
| 77 板宿線            | 神戸市須磨区の区間 |
| 78 若松線            | 神戸市の全域    |
| 79 新町線            | 神戸市の全域    |
| 80 商大線            | 神戸市の全域    |
| 81 舞子多聞線          | 神戸市の全域    |
| 82 西神中央線          | 神戸市の全域    |
| 83 港湾幹線道路         | 神戸市灘区の区間  |
| 84 新港東埠頭臨港線       | 神戸市中央区の区間 |
| 85 ポートアイランド東側臨港道路 | 神戸市の全域    |
| 86 姫路市道幹第6号線      | 姫路市の全域    |
| 87 姫路市道幹第8号線      | 姫路市の全域    |
| 88 山手幹線           | 尼崎市の全域    |
| 89 尼崎市道第156号線     | 尼崎市の全域    |
| 90 道意線            | 尼崎市の全域    |
| 91 西宮市道幹第5号線      | 西宮市の全域    |
| 92 西宮市道幹第17号線     | 西宮市の全域    |
| 93 西宮市道幹第26号線     | 西宮市の全域    |
| 94 山手幹線           | 芦屋市の全域    |

### 警察本部公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月1日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

#### 1 調達内容

- (1) 調達件名  
交通管制システム用イーサネットサービス提供業務
- (2) 調達物件の特質等

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで

(4) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)の調達について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 建設工事入札参加資格者又は物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格（登録）者又は物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見  
電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和2年9月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年10月13日（火）午前10時 兵庫県警察本部11階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年10月12日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月12日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結予定日（令和2年10月20日（火））までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険を締結する場合は、保険証書を契約保証金に代えて契約締結予定日までに前記3(1)に提出すること。

(4) 入札者に求められる義務



ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を令和2年9月15日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年10月20日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yosioka Kenichiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Services to be contracted:

Providing Ethernet services for traffic control systems.

(3) Service usage period:

60 months from March 1, 2021 to February 28, 2026

(4) Places of use:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 15, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 October 12, 2020 by mail

10:00 October 13, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Asami Aki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
 5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
 TEL (078)341-7441 Ext. 2273



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年9月1日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
無線自動車動態管理システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
9,572,200円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年7月3日

**正 誤**

○令和2年8月14日付け(兵庫県公報第131号)  
 兵庫県告示第855号(救急病院の認定)中

| (ページ) | (行)   | (誤)         | (正)            |
|-------|-------|-------------|----------------|
| 1     | 下から6  | 尼崎市満池谷1-21  | 尼崎市昭和通4丁目114番地 |
| 2     | 上から27 | 淡路市市久留麻1867 | 淡路市久留麻1867     |